

集会に抗議する自由

山田健太・専修大学文学部ジャーナリズム学科教授（言論法）

2021年11月2日



「表現の不自由展かんさい」の会場周辺を警備する警察官たち＝大阪府中央区で
2021年7月16日、山崎一輝撮影

集会とりわけ屋外で実施される集会やデモ行進などに対し、その集会や行進をさせないよう、あるいはそれら街宣活動の訴求力をそぐために取り囲んだり、対抗的に大音量を流したりして発言を妨害するような状況が日常化しつつある。

また、その際に両者の衝突を回避するためなどで、警察が大量動員される状況も珍しくない。こうした事態は日本にとどまらず、アメリカではトランプ支持の集会に対し、それを阻止しようとする勢力が激しい抗議活動を行い、開催のための莫大（ばくだい）な警備コストがかかることについて訴訟沙汰にもなった。



米国の首都ワシントンで、議会乱入事件の容疑者の「拘束長期化」に抗議するドナルド・トランプ前大統領の支持者ら = 2021年9月18日、秋山信一撮影

東京と広島的事例

9月1日の東京・横網町公園内では三つの「集会」が催されている。東京都慰霊堂で行われる遭難者慰霊大法要のほか、朝鮮人犠牲者追悼式とこれに対抗して行われる右翼系団体による抗議集会だ。小池百合子都知事が追悼式へのメッセージを取りやめたことに前後して嫌がらせ行為が始まり、その内容は関東大震災において公的にも認定されている朝鮮人虐殺行為を否定し、在日コリアンに対する差別言動を含むものである。



関東大震災の朝鮮人犠牲者追悼式典で、地震の発生時刻に黙とうする参加者たち
=東京都墨田区の横綱町公園で、2019年9月1日、後藤由耶撮影

さらに2020年からは、東京都が公園管理の観点として抗議側とともに追悼式実行委員会に対しても適正使用の誓約書の提出を求め、抗議を受けて提出要請を撤回するなどの「混乱」が続いている。19年の抗議集会における言動が「ヘイトスピーチ」認定を受けたほか、警備を強化して二つの集会を完全分離し、衝突の回避をはかっているのが実情だ。20年と21年はコロナ禍の関係で、追悼式への一般参加が中止になったことなどから、見た目上は騒然とした状況は生まれずに済んではいる。ただし、両者を分け隔てるフェンスに近づいただけで、数人の警察官に取り囲まれて職質を受けるなど、きわめて物々しい雰囲気だ。

あるいは広島も、大量の警察官が動員される事態が発生している。もともと8月6日の広島は、平和公園での追悼式典があり、首相が参列することなどから厳重な警備がなされてきたが、一定の静けさが保たれた追悼の日だった。当日は、大音量マイクを使うような騒々しいデモ行進や集会は控え、平和を祈ることが暗黙の了解だったわけだ。しかし近年、主として政府に対する政治的アピールを目的とした街宣活動が活発化していた。



平和記念式典で広島市民代表として献花する人たち＝広島市中区の平和記念公園
で2021年8月6日、猪飼健史撮影

こうした事態を受け議会で、保守系議員を中心にこうした抗議活動を制限すべきだとの意見が強まり、市議会全会派の代表で構成される会議で19年7月から議論が始まった。20年末の素案、そしてパブリックコメントを受けての修正などを経て、21年6月、静穏維持を目的とした広島市平和推進基本条例が施行された。

条例では「厳粛のなかで行う」ことが定められており、施行後初となる21年8月6日は早朝から複数の団体が集まったなか、条例制定に反対してきた団体「8・6ヒロシマ大行動実行委員会」が人垣を築いて場所を確保し、拡声器で核兵器廃絶を訴えた。一方、市に静かな式典を求めてきた団体「静かな8月6日を願う広島市民の会」は集会を囲み、「静謐(せいひつ)な式典を」と紙を掲げて抗議した。



平和記念公園を警備する警察官ら＝広島市中区の平和記念公園で2016年8月6日、小関勉撮影

敵対的聴衆の理論

集会に反対する自由は古くて新しい課題で、従来は「敵対的聴衆の理論」などとも呼ばれ、どのような条件でどこまでそれらの自由を許容するか、より具体的にはもともとの集会等の開催のために警察等の警備費用などとして、どこまで公的な負担が求められるのか、などが議論されてきた。従来は、どちらかといえば政府に批判的なリベラル系団体の集会の自由を守るための議論であったが、昨今はその逆パターンもあり複雑さを増している。とりわけ日本の場合は、そうした抗議活動に公的機関が事実上のお墨付きを与えたり、衝突による混乱の発生を理由に、喧嘩（けんか）両成敗として元の集会も含めて認めないことで、結果として抗議活動が「成果」として力を誇示する状況があるだけにややこしい。

19年のあいちトリエンナーレ内での展示会「表現の不自由展・その後」に対する「電凸」（でんとつ、抗議電話を多数、繰り返しかける行為）などによる脅迫行為における展示中止、その延長線上での21年開催予定だった東京や名古屋の展示会に対する街宣行為や威迫行為による中止・延期も

そうした事例の一つだ。一方で大阪の同様の展示会は、司法が大阪府の使用許可取り消しを認めず、予定通り開催もされた。全く逆のパターンとしては、在日コリアンに対するヘイトスピーチが想定される集会やデモに対しては、カウンターと呼ばれる反対者が集まる光景も日常化している。



「表現の不自由展かんさい」の会場となる大阪府立労働センター周辺を警備する警察官たち＝大阪府中央区で2021年7月16日、山崎一輝撮影

集会を開くことが憲法で厚く保障されているのと同様、その集会に抗議の声をあげることも自由だ。ただし重要なのは、公共施設や公共的色彩が強い施設の場合は、差し迫った具体的な危険性など特段の理由がない限り、開催を認めるべきだし、司法もそれを支える必要がある。表現の自由の事前抑制はよほどのことがない限り認めないという憲法原則をしっかりと守る必要があるということだ。

そして施設が公営ではなく民間であっても、施設管理者や所有者が、漠然とした危険性や、他の利用者あるいは施設周辺への迷惑防止といった観点で、開催を認めない行為は、実質的に表現の場を奪い言論公共空間を狭めることになって好ましくない。そのためにも、主催者の求めに応じ、集会開催のため警察等の警備の適切な提供にちゅうちょしないことが大切である。

さらにもう一つ公的機関に求められるのは、もとの集会主催者かカウンター側かに関わらず、特定集団を誹謗（ひぼう）中傷することが目的化した言動に正当性を与えるような姿勢を示さないことだ。冒頭の東京都の場合も知事の追悼文発送取りやめが大きなポイントだし、国や自治体では在日コリアンに対する公的差別が継続されたままだ。こうした姿勢がヘイトの社会的閾値（いきち）を大きく下げていることは否めない。社会的敵対や分裂を許容するような、公権力に守られた「自由」は、民主主義社会とは相いれない。

集会やデモ行進は本来的に、テーマに無関係な者にとってもうるさいし邪魔なものになりがちだ。そうしたなかで、条例を含む法規制に頼ることなく、どのような調整を図るかは難しい作業であることは間違いない。とりわけ社会の分断が進み、自らと主張が違うものを異端視し、社会から排除しようという傾向が強い現状では、相手方に対しより公権力による強いサンクション（制裁）を期待しがちになる。しかし難しいからと安易な方策に頼ることは、表現の自由を守る名目で、結果的には表現の自由を狭めるという矛盾を呼ぶことになっている。

私たち市民一人一人にとって、集会に抗議する自由は大切な表現行為であるとともに、自分あるいは他者が違った価値観に接する機会を逸することで、自由を狭めることにもつながる。誰でも気軽に参加できるからこそ集会の意味があるのであって、そうした自由を社会全体で守っていかねばならない。

<[政治プレミアトップページはこちら](#)>

山田健太

専修大学文学部ジャーナリズム学科教授（言論法）

1959年生まれ。世田谷区情報公開・個人情報保護審議会会長、日本ペンクラブ副会長、情報公開クリアリングハウス理事、放送批評懇談会理事、自由人権協会理事など。近著に『法とジャーナリズム 第4版』（勁草書房）。